

【保護者の皆様へ：必ず読みましょう！】

～ 日本脳炎の予防接種について ～

■この通知はまだ接種が終わっていない方へご案内しています。
すでに接種が完了している方は本部町役場健康づくり推進課までご連絡ください。

【通常の接種スケジュール】

- 1期初回は3歳になったら早めに受けましょう。
- 1期追加は初回終了後おおむね1年あけて受けましょう。
- 2期は9歳になってから受けられます。

予防接種のご案内は、通常の3歳児（1期初回分）と昨年1期初回（2回）接種を終了し、おおむね1年たったお子さん（1期追加分）に加え、H31年度に9才になるお子さん、18歳になるお子さん（平成13年4月2日～平成14年4月1日生）には、第2期のご案内を行います。

■対象年齢内は公費負担（無料）で受けられます。対象年齢を過ぎると任意接種（有料）となります。

●接種対象者と接種回数

日本脳炎ワクチン (4回接種)		接種間隔(通常の接種方法)	標準的な 接種年齢	対象年齢
1期	初回 2回	6～28日の間隔をあけて2回接種	3歳	生後6か月～7歳6か月未満
	追加 1回	1期初回(2回)終了後、おおむね1年後に1回接種	4歳	
2期	1回		9歳	9歳～13歳未満

※平成28年度より、これまでの特例対象者に加え、通常の2期接種対象者（満9歳の児童）へ2期接種を案内します。

【特例対象者：平成19年4月2日～平成21年10月1日生の方で13歳未満までの間】

日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成17～21年度まで予防接種のご案内を行いませんでした。その後、新たなワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種を通常どおり受けられるようになっていきます。

日本脳炎予防接種のご案内(接種勧奨)の差し控えにより、接種の機会を逃した平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの方(※特例対象者)は、特例措置により13歳未満の間に、1期・2期(計4回)の未接種分を定期予防接種(無料)として受けられるようになりました。接種を完了していない方は、母子手帳を確認して不足分を接種しましょう。

※すでに第1期(3回)と第2期(1回)の合計4回の接種が済んでいる方は改めて接種を受ける必要はありません。

(注意) 予防接種を受けるには本部町が発行する「予診票」が必要となります。接種をご希望の方は、保険予防課までご連絡ください。母子手帳の接種歴を確認し、必要な予診票を発行します。

接種対象	接種回数	接種間隔
<u>日本脳炎の予防接種を全く受けていない方</u>	4回	通常の接種方法(上表)に沿って、接種を受けて下さい。 1期初回接種を、6～28日の間隔において2回行い、終了後おおむね1年後に1期追加(3回目)を1回接種します。 2期接種(4回目)は、 <u>9歳以上の方</u> に対して、1期(3回)接種終了後、6日以上の間隔において1回接種します。 ※通常、2期接種は1期接種終了後、おおむね5年の間隔において接種するものであり、この間隔を参考にすることが望ましいとされています。接種医が接種時期を判断します。
<u>平成23年5月20日以前に日本脳炎の予防接種を1回以上受けたことがある方</u>	1～3回	6日以上の間隔において、残り1～3回を接種します。 (2期接種(4回目)は、1期(3回)接種終了後、 <u>9歳以上の方が接種できます</u>) ※なお、1回目と2回目の間隔が5年以上空いている場合は、3回目と4回目の間隔は、おおむね1年の間隔において接種することが望ましい。 ※通常、2期接種は1期接種終了後、おおむね5年の間隔において接種するものであり、この間隔を参考にすることが望ましいとされています。接種医が接種時期を判断します。

(注意) 規定の接種間隔を守って接種しましょう！

定められた接種間隔を超えてしまうと定期的予防接種ではなくなるため、万が一予防接種が原因の健康被害がでた場合、予防接種法による救済の対象にならず、より限定的な救済となってしまいます。(発熱などの医学的理由により接種できなかった場合を除く。)

裏面もお読みください

●日本脳炎ってどんな病気？症状は？

日本脳炎ウィルスの感染によっておこる中枢神経（脳や脊髄など）の疾患です。ヒトからヒトへの感染はなく、ブタなどの動物の体内でウィルスが増殖した後、そのブタを刺したコガタアカイエカ（水田等に発生する蚊の一種）などがヒトを刺すことによって感染します。症状が現れずに経過する（不顕性感染）場合がほとんど（過去には100人から1000人の感染者の中で1人が発病するとされている）ですが、症状が出る場合には、6日～16日間の潜伏期間の後、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、引き続き急激に、光への過敏症、意識障害（意識がなくなること）、けいれん等の中枢神経系障害（脳の障害）を生じます。大多数の方は、無症状に終わりますが、脳炎を発症した場合20～40%が死亡に至る病気といわれています。

●日本脳炎は、国内でどのくらい発生していますか？

昭和50年代～平成3年までは50名を超える発生があった年もありましたが、平成4年以降の報告患者は年間10名以下で、平成23年は9名の報告がありました。近年報告された患者の年齢は、65～69歳が最も多く、40歳以上が約85%を占めていましたが、平成18年以降に報告された小児の患者は6名（1歳～10歳）でした。発生は地域によって大きく異なり、過去10年間（平成14年～平成23年）に57名の発生がありました。そのうち大部分は九州・沖縄地方及び中国・四国地方で発生しております。

●予防接種による副反応ってあるの？

主な副反応として、発熱、せき、鼻水、注射部位紅斑などが報告されており、接種3日後までにみられています。また、極めてまれではありますが、ショック、アナフィラキシー様症状、急性散在脳脊髄炎（ADEM）、脳症、けいれん、急性血小板減少性紫斑病などの重大な副反応がみられることがあります。

●予防接種による健康被害救済制度について

定期的な予防接種を受けたことが原因で、重い副反応がでて治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償（医療費・医療手当・障害児養育年金・障害年金・死亡一時金・葬祭料等）を受けることができます。

子どもは成長するまでにさまざまな病気にかかります。中には重い症状になったり、感染する病気もあります。予防接種は、ワクチンを体内に接種して免疫をつくることにより、病気に対する抵抗力をつけ、病気を予防したり症状を軽くするためのものです。しかし人間の体は一人ひとり違いますから体質によって副反応が出ることもあります。予防接種についてよく理解し、かかりつけの先生に体調を診てもらい、納得して接種することが大切です。



【女性の方への注意事項】

妊娠している方、又は妊娠している可能性のある方は、原則接種できません。予防接種の有益性が危険性を上回ると判断された場合のみ接種できます。かかりつけ医と十分にご相談ください。

【予防接種を受ける際の保護者の同伴について】

予防接種を受ける時は原則、『保護者の同伴（既婚者を除く）が必要』です。

ただし、**13歳以上**の方で日本脳炎の予防接種について、やむを得ず保護者が同伴できない場合は、保護者がこの説明文書を読み、十分理解し、納得してお子様へ予防接種を受けさせることを希望する場合に、専用の予診票「日本脳炎予防接種予診票（13歳以上）」の同意書欄に保護者が署名をすることによって、保護者が同伴しなくてもお子様は予防接種を受けることができます。（署名がなければ予防接種は受けられません）

この予診票に署名するに当たっては、接種させることを判断する際に、疑問等があれば、あらかじめかかりつけ医に確認して、十分納得した上で、接種させることを決めてからにしてください。

※保護者が同伴できない方専用の予診票「日本脳炎予防接種予診票（13歳以上）」（同意書欄あり）をご希望者は保険予防課までご連絡ください。

～ 予防接種を受ける際は、親子（母子）健康手帳で確認してから接種しましょう！ ～

（すでに接種されている方は受ける必要はありません。）

☆他市町村で接種を受けた方は、本部町役場健康づくり推進課までご連絡ください。

《お問い合わせ先》 本部町役場 健康づくり推進課 TEL 47-2103